

常勤役員・非常勤役員、評議員、評議員選任・解任委員等
報酬及び費用弁償に関する規程

社会福祉法人 札幌育成園
常勤役員・非常勤役員、評議員、評議員選任・解任委員等
報酬及び費用弁償に関する規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、社会福祉法人札幌育成園（以下「法人」という。）の役員及び評議員、評議員選任・解任委員（監事及び外部委員）の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定めるとともに、法人の常勤理事に支給する役員報酬及び旅費交通費・日当について必要な事項を定めることを目的とする。

（適用除外）

第2条 事業の職員を兼務する役員、評議員及び評議員選任・解任委員には、この規程は適用しない。

（定義等）

第3条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員の外部委員とは、定款第6条第2項に規定する評議員選任・解任委員会の委員で、法人の外部より選任した者をいう。
- (6) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

《 共通 》

第4条 役員が理事会に出席したとき、評議員が評議員会に出席したとき、評議員選任・解任委員（外部委員・監事）が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償を支払うことができる。

- 2 前項において交通費の実費が実費弁償の額を超える場合は、その実費とする。

《 非常勤役員 》

(理事及び評議員の報酬・出張旅費)

第5条 非常勤の理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人業務及び法人が実施する福祉サービスの事業（以下「事業」という。）の運営のために業務にあたった場合は別表2により報酬及び実費弁償を支払うことができる。

- 2 非常勤理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償を支払うことができる。
- 3 評議員が評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償を支払うことができる。
- 4 前3項において交通費の実費が実費弁償の額を超える場合は、その実費とする。
- 5 非常勤役員及び評議員が法人業務のため出張する場合は、別表2により報酬及び旅費を支給することができる。

(監事の報酬)

第6条 監事が法人及び事業の運営に関する指導又は監査等の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償を支払うことができる。

- 2 前項において交通費の実費が実費弁償の額を超える場合は、その実費とする。

《 常勤理事 》

(支給の要件)

第7条 役員報酬については、定款第21条に基づき、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては支給しない。

(報酬額及び旅費交通費・日当の内訳)

第8条 報酬額及び旅費交通費・日当の内訳は次のとおりとする。

- (1) 常勤の理事長に対し、報酬として報酬表（常勤役員報酬・別表3）により毎月定められた額を支給するほか、職員の給与規程が定める賞与・期末勤勉手当・寒冷地手当に準じた額を報酬として支給する。
- (2) 常勤理事に対し、報酬として報酬表（常勤役員報酬・別表3）により毎月定められた額を支給するほか、職員の給与規程が定める賞与、期末勤勉手当、寒冷地手当に準じた額を報酬として支給する。
- (3) 常勤の理事長及び常勤理事が法人業務のため出張する場合は、旅費交通費、宿泊費及び日当は、職員の給与規程が定める額とする。

(支給日)

第9条 常勤の理事長及び常勤理事の報酬支給日は、職員の給与規程に準ずるものとする。

- 2 常勤の理事長及び常勤理事が出張するときは、旅費交通費、宿泊費及び日当について出張前に概算払いを行い、出張後に精算するものとする。

(退職金の支給基準)

第10条 理事長が退任した時は、退職金を別表4のとおり支給する。ただし、法人職員の常勤理事については「法人給与規定」に基づく退職金を支給する。非常勤理事及び非常勤監事には退職金は支給しない。

(退職金額の決定)

第11条 役員退職金の決定は本規程に基づき、理事会にて承認し、評議員会において決定する。

(退職金の支払方法)

第12条 退職金の支払方法は、銀行口座振り込みによるものとする。

(退職金特別減額)

第13条 在任中法人に重大な損害を与えたり、不適切な行為があり役員を解任された者は退職金を減額することを理事会で承認し、評議員会にて決定する。

(公 表)

第14条 本法人は、この規程をもって役員等の報酬等の支給基準として公表する。また、公表方法として、法人現況報告書において、当該前年度の報酬総額を公表する。

(改 正)

第15条 この規程の改正は、評議員会の決議により行う。

(補 則) この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は理事会及び

第16条 評議員会の議決を得て、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年 2月17日から施行する。

この規程は、令和 5年11月 1日から施行する。

別表1（第4条関係）

単位：円

名 称	報酬（日当）	実費弁償額（旅費交通費）	
		～15km	15km～
理事会 出席報酬等	8,000	3,000	5,000
評議員会 出席報酬等	8,000	3,000	5,000
評議員選任・解任委員会 出席報酬等	8,000	3,000	5,000

別表2（第5条、第6条、関係）

単位：円

名 称	報酬（日当）	実費弁償額（旅費交通費）	
		～15km	15km～
理事長（非常勤）業務 報酬等	10,000	3,000	5,000
理事（非常勤）及び評議員業務 報酬等	10,000	3,000	5,000
監事監査指導 報酬等	10,000	3,000	5,000

別表4（第10条関係）

$$\text{常勤時最終月額報酬} \times \text{在任年数} \times 1.43 = \text{理事長退職金}$$

別表3（第9条関係）

報 酬 表

6 事務職1（理事）					
級	1級	2級	3級	4級	級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	300,000	400,000	500,000	600,000	
2	308,100	410,000	511,500	613,200	
3	316,200	419,900	522,800	626,100	
4	324,200	429,600	533,800	638,700	
5	332,000	439,100	544,500	650,800	
6	339,700	448,400	554,900	662,600	
7	347,200	457,300	564,900	673,900	
8	354,500	466,000	574,600	684,700	
9	361,600	474,400	583,800	695,000	
10	368,500	482,500	592,600	704,800	
11	375,200	490,300	600,900	714,000	
12	381,600	497,700	608,800	722,600	
13	387,800	504,700	616,200	730,600	
14	393,700	511,300	623,000	738,000	
15	399,300	517,500	629,300	744,700	
16	404,500	523,200	635,000	750,700	
17	409,400	528,500	640,100	756,000	
18	414,000	533,300	644,600	760,600	
19	418,200	537,600	648,500	764,500	
20	422,000	541,400	651,800	768,400	
21	426,300	544,700	655,100	772,300	
22	429,300	547,500	658,400	776,200	
23	431,900	550,300	661,700	780,100	
24	434,100	553,100	665,100	784,100	
25	436,300	555,900	668,500	788,100	
26					
27					
28					
29					
30					